

清瀬市一般廃棄物処理基本計画（案）の改定に対して 提出された意見等の概要及び意見に対する市の考え方

このことについて、清瀬市パブリックコメント実施要綱第8条及び第9条に基づき、平成28年12月15日から平成29年1月5日までの間、清瀬市一般廃棄物処理基本計画（案）の改定に対する意見募集を行った結果、4人の方から19件の意見が提出されました。

そこで、これらの意見を適宜要約し、整理したうえで、意見に対する市の考え方を取りまとめましたので、清瀬市パブリックコメント実施要綱第8条及び第9条の規定により次のとおり公表します。

意見等の概要	意見件数	市の考え方
<p>収集費用については、どれくらいかかっているのか、この計画の中に示さなくていいのか。</p>	1件	<p>本計画の中では処理経費として、「維持管理費」、「負担金」を記載しています。収集費用については、今後、算定方法を検討した上で、市報やホームページ上で公表していく予定です。</p>
<p>指定袋料金の見直しについては、収集費、指定袋製作費、指定袋販売代金収入も含めたごみ処理に係る費用全体を示したうえで、排出者の直接的な負担と一般の税金からの負担をどのような割合にすることが妥当かを検討する必要があると考える。</p> <p>また、その検討段階においては、戸別収集による費用負担増と、ごみ減量の効果の検討など、費用対効果の検証を行い、市民に説明責任を果たす必要がある。</p>	2件	<p>指定袋の料金見直しは、有料化導入時（平成13年度）の社会情勢や経済状況が現状とかけ離れてきたこと及び、中間処理施設（柳泉園組合）における処理費用の値上げが主な要因であり、戸別収集については、排出者責任の意識向上による減量化の効果や、高齢化社会への対応を踏まえた住民サービスの一環として実施を検討するものです。</p> <p>本計画では持続可能な循環型社会の形成を推進していくための施策体系を構築し、実行していくための計画であるため、その実現に向けた課題のひとつとして料金改定を取り上げています。</p> <p>ご指摘のとおり、料金改定にあたってはごみ処理にかかる経費等の収支を明かにし、妥当性を検討する必要があります。そのため、別途「実行計画」を策定し詳細を検討したうえで、実施への方向性を示したいと考えています。</p>

意見等の概要	意見件数	市の考え方
<p>第二期計画の目標が達成できなかったことへの分析がない。</p>	<p>1 件</p>	<p>ご指摘を踏まえ、第 4 章ごみ・資源の排出量の予測及び目標値の設定 3 目標の設定 (1) 第二期計画の目標達成状況 (p. 28) の文章の最後に以下のとおり追記します。</p> <p>・・・減量が必要な状況にあります。家庭ごみの排出量は僅かずつではありますが減少傾向にあるものの、生ごみの減量が進まないことや、分別が徹底されず可燃ごみの中に資源化可能な紙類の混入があることなどが、目標未達成の要因として考えられます。</p>
<p>第三期目標を達成するための具体的施策が、これまでとなんら変り映えしない項目を並べただけであり、これで目標を達成することができるのか、はなはだ疑問である。</p>	<p>1 件</p>	<p>第三期計画では、家庭ごみの減量は概ね進捗しているものの、家庭ごみ原単位は平成 27 年度実績で 434g/人・日ではありますが多摩地域 26 市では、最も少ない立川市 (362g/人・日) と比較すると、まだまだ減量の余地があることから、家庭ごみでは、生ごみの減量化・資源化や資源物の分別徹底を重点に更なる減量化を推進し目標達成を目指します。</p>
<p>小型家電の収集についての報告がなく、収集状況とその効果が全くわからない。</p>	<p>1 件</p>	<p>平成 25 年 10 月から使用済み小型家電の拠点回収を開始し、平成 25 年度 (900 kg/年)、平成 26 年度 (4, 238 kg/年)、平成 27 年度 (3, 285 kg/年) と回収量は推移していますが、まだまだ、回収量が少ない現状となっています。</p> <p>使用済み小型家電には、貴金属等のレアメタルが使用されているため、回収後、資源再生業者に有価物として売却し、資源化しています。</p> <p>今後、市報やホームページなどでの周知を強化するとともに、回収拠点を拡充するなど資源化を推進していきます。</p>

意見等の概要	意見件数	市の考え方
<p>生ごみの成分の大部分は水分であり、これらを焼却処理することには疑問がある。また、生ごみの資源化は市が積極的にリーダーシップを取って行うべき問題である。</p>	1 件	<p>生ごみについては、排出前に水分を絞ることをホームページやごみ分別マニュアルなどで周知しているほか、リサイクルという事では、「生ごみ減量化処理機器の購入費助成金制度」によりコンポスト容器や電動生ごみ処理機の購入補助を行っています。</p>
<p>平成 27 年 9 月 1 日の柳泉園組合クリーンポートの排ガス中から高い水銀濃度が検出されたことについて、記載がないのは市としての説明責任が不足している。</p>	1 件	<p>柳泉園組合クリーンポートの高濃度の水銀検出に関しては、既に市報やホームページなどでお知らせしています。また、現在も、市報やホームページで、柳泉園組合の水銀濃度分析計測定結果を転載し、継続的に注意喚起を図っており、市としては一定の説明責任は果たしていると考えます。</p>
<p>柳泉園組合の粗大ごみ処理施設の破砕装置で度々発生している爆発事故について、何も考えずに老朽化を理由に施設の更新を考えているのか。</p> <p>回収ルートを変更したのは進歩と考えるが、これで解決したわけではない。今後の対応を明確にしなければ安心できない。</p>	1 件	<p>柳泉園組合の粗大ごみ処理施設は竣工から 40 年以上が経過し、経年劣化による設備の老朽化や当初の設計条件からごみ質やごみ量に変化してきており効率的な処理も困難になってきていることなど、複合的な状況から更新の必要性が生じています。</p> <p>破砕設備における爆発事故は、中身の残ったスプレー缶やガスボンベなどが原因と考えられ、ホームページやごみ分別マニュアルなどで分別徹底を周知しているほか、事故が起きた際には、広報やホームページなどで状況を報告し注意喚起を図っています。また、本市では平成 28 年 10 月から、爆発事故防止対策として、不燃ごみ中のライターやスプレー缶、カセットボンベ等を指定袋とは別の袋で排出していただき、個別に回収する方式に変更しています。今後とも市報やホームページ等での周知を図り、分別徹底の取り組みを推進します。</p>

意見等の概要	意見件数	市の考え方
<p>戸別収集やふれあい収集は高齢化社会への対応で必要性が高いが、問題も多いと考える。導入にあたっては多角的な検討が必要であり、結論を急ぐべきではない。</p> <p>ふれあい収集の周知、利用状況はどうなっているのか。</p>	2件	<p>ふれあい収集は、家庭廃棄物を自ら集積所へ持ち出すことが困難な高齢者、障害者等の世帯に対し、安否の確認を行いながら家庭廃棄物の収集を実施することにより、自立支援を考慮しながら高齢者、障害者等の福祉向上に寄与することを目的として実施しています。</p> <p>平成18年10月より実施し始め、当初のふれあい収集対象者は7件でした。平成28年12月現在、53件と増加傾向にあり、今後も住民サービスの一環として継続し実施していきます。</p> <p>戸別収集の導入にあたっては、収集ルート効率化や収集スケジュールの再構築など収集・運搬の最適化を検討し、併せて費用の試算を行い、減量効果や住民サービスの向上などと費用対効果を検討した上で導入を決定します。</p>
<p>計画全体を俯瞰してみると、ごみの流れは大きくはそのまま、意識啓発を含めた細かい努力で減量化を図るように見える。現在の焼却という手段で処理すること、また、長期包括契約によりこれから15年間も継続することは、地球温暖化や環境負荷の面からも、時代錯誤と考える。本計画の目的にあるように「市域における循環型社会の形成に向けた取り組みの推進」にもう一步舵を切る姿勢を示すべき。</p>	1件	<p>本計画では、基本方針のひとつとして、3Rの原則に基づくごみ処理を推進していくこととしています。3Rの原則では、発生抑制、再使用を優先に限られた資源の有効活用や資源の循環利用を行うことが重要となります。そのため排出者に分別の徹底を促すための周知を図ることや、戸別収集の実施に伴う個別指導など減量化の推進を図り、環境負荷の少ない循環型社会の形成に向けて一歩ずつ前進していくことが重要と考えています。</p> <p>現在、本市では発生抑制、再使用を優先に極力、焼却量を減らす努力を続けており、柳泉園組合では、焼却した際の熱を利用した発電を行い、また、熱そのものを場内の給湯や温水プールに活用するなどサーマルリサイクルを通じて地球温暖化対策や環境負荷の低減を図っています。</p> <p>焼却に頼らないシステムを構築してく</p>

意見等の概要	意見件数	市の考え方
		<p>ためには、市民の意識改革、適正排出の徹底、新たな処理システムの構築など、クリアしなければならない課題が数多くあります。また、現行のシステムを変更していくためには、東久留米市、西東京市及び柳泉園組合との調整も必要となります。</p> <p>今後、ご意見を参考に、新たなステップとして焼却に頼らないシステムの構築を検討していきたいと考えます。</p>
<p>エコセメントの製造過程で、脱塩素のための焼却灰を水洗いするシステムは環境負荷が、高いのではないかと。また、エコセメントの活用において、「エコセメント製品使用事例台帳」では、清瀬市内では中清戸市道 0205 の舗装打換工事があるがあまり多くない。エコセメント事業には、まだ見直しの余地がある。さらに、エコセメント施設では、製造工程で金属を回収し売却益も出ている。エコセメント化事業について、市民に知らされていないことが多い。</p>	1 件	<p>循環組合では、焼却残さを原料としてエコセメントを製造する工程において、1,350℃以上で焼成し塩素が除去され、また、金属産物等を回収しています。</p> <p>1 磁力選別機で鉄を、アルミニウム選別機でアルミニウム類を回収</p> <p>2 酸・アルカリ浸出処理により、銅・亜鉛・鉛を含む金属産物（人工鉱石）を回収</p> <p>回収した金属産物、鉄及びアルミニウム類は、「多摩地域廃棄物エコセメント化施設整備運営事業に関する運營業務委託契約」に基づき、運營業務受託者が全量引き取り、さらに金属産物回収後の絞りかすに含まれる金銀の売り払いを行い、有効活用しています。</p> <p>本計画の位置付けとしては、最終処分の方角を指し示すものであり、事業の詳細については、今後、市報やホームページなどでお知らせしていきたいと考えます。</p>
<p>将来人口推計やごみ排出量の予測等について平成 33 年度までの試算しかない中で、柳泉園組合が 15 年におよぶ長期包括契約を結ぼうとしているのは不可解である。</p>	1 件	<p>柳泉園組合の長期包括契約は、施設の基本性能を発揮させ、安定性、安全性を確保しつつ、関係法令遵守のうえ施設へ搬入される一般廃棄物の処理を適正に行うとともに、民間の創意工夫による提案を取り入れ、経費の効率化及び適正化を図るため、本施設の運転・維持管理等の業務を包括的に委託するものです。</p> <p>契約は 15 年の処理量をあらかじめ設定</p>

意見等の概要	意見件数	市の考え方
		<p>して行うものではなく、委託費は固定費と変動費によって構成されており、固定費は、処理対象物の受入量に係らず、施設の運営維持管理業務に伴って一定の費用が生じる固定的な経費をもとに算出するものであり、変動費は、処理対象物の受入量に応じて必要とする費用が変動する変動的な経費をもとに算出するものとなっています。したがって、本計画を推進し本市のごみの排出量が減少することで、組合への負担金も削減でき、市民負担の軽減を図ることができると思います。</p>
<p>排出量の推計予測はトレンド予測で回帰式を選定しているが、多くを累乗式にしている根拠が不明である。</p>	<p>1件</p>	<p>ごみ処理施設構造指針解説（厚生労働省水道環境部監修）」に示された推計式のうち、一次式、対数式、指数式、累乗式を採用しました。推計結果では、これまでのごみ量の推移や今後の社会経済情勢等を踏まえ、より実情に近いと考えられる推計式を採用しています。</p>
<p>スマートフォンの分別アプリは、転入者や外国人向けに活用促進対策が無ければ、普及が見込めないと考えるが、費用対効果があるのか。</p>	<p>1件</p>	<p>スマートフォンの分別アプリは、利用者の居住地域に応じてごみ出し日のカレンダーを表示できるほか、前日や当日に通知し、また、品目別の分別方法を案内するなど、ごみの分別徹底を周知するツールのひとつです。特にごみの分別の徹底が遅れている若い世代をターゲットに開発されましたが、現在、日常的にスマートフォンを活用する年齢層は広がりを見せており、分別徹底によるごみ減量化を推進する重要なツールと考えています。</p> <p>今後は、転入者へは転入手続き時にアプリの利用を要請し、また外国人には外国人対応のアプリを導入するなど活用促進を図っていきます。</p>
<p>持ち去り対策の GPS は追跡調査の報</p>	<p>1件</p>	<p>直近の3ヶ年において調査を実施し、持</p>

意見等の概要	意見件数	市の考え方
<p>告が記載されていない。</p>		<p>ちり業者の搬入先を確認いたしました。搬入先業者へ、東多摩再資源化事業協同組合立会の下、厳重注意をするとともに、今後の持ち去り業者からの受け入れ等をしないように、指導いたしました。</p>
<p>災害避難時のし尿処理対策について、防災と連動した施策があってもいいのではないか。</p>	<p>1 件</p>	<p>清瀬市地域防災計画（平成 26 年 3 月修正）では、「災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書」に基づいて、災害時に避難所等から発生するし尿については、清瀬水再生センターで受入れ、処理することとなっています。</p>
<p>清瀬市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第 9 条 3 に規定された 20 名の上限に対して 15 名しかおらず、学識経験者が 1 名しかいないのは改善を要求する。</p>	<p>1 件</p>	<p>本計画の策定にあたり、審議会の委員は市報での一般公募及び学識経験者や団体代表により組織しました。条例の中でも 20 名以内と規定しており、運営に支障はないと考えますが、今後の審議会の運営に関してはご意見を参考に構成を検討していきたいと考えます。</p>